

事前評価書

| | |
|------|---|
| 年度 | 2 |
| 整理番号 | |

| | | | | |
|-------------|------------|---|------|-----|
| 事業名・路線名等 | | 交通安全事業 <small>いっばんけんどう なかつよしみせん おうまこうく</small> 一般県道 中津吉富線 合馬工区 | 事業主体 | 大分県 |
| 所在地 | | <small>なかつしおおあざおうま</small> 中津市大字合馬 | | |
| 事業概要 | 事業の目的 | <ul style="list-style-type: none"> 沿線の小・中学校の通学路であるため、自歩道を整備することで安全・安心な都市空間の形成を図る。 道路幅員を確保して自動車の安全性・走行性の向上、また中津駅や中津市民病院等の主要施設とのアクセス機能の改善を図る。 | | |
| | 事業内容 | <p>【計画延長・幅員】 L=990m(現拡)、W=6.0(16.0)m</p> <p>【構造規格】 第4種第2級 設計速度 V=40km/h 【計画交通量】12,270(台/日)(R12推計)</p> <p>【現況幅員】 W=4.0(7.0)m</p> <p>【交通量】 交通量 10,866台/日(H27センサス) 歩行者752人/12h(H26調査) 自転車315台/12h(H26調査)</p> | | |
| | 事業費 | C=1,700百万円 | | |
| 事業の実施計画 | 完成予定年 | 着手から9年(令和11年度) | | |
| | 事業段階毎の実施計画 | <p>1年目 道路詳細設計、地形測量、用地測量、関係機関との協議</p> <p>2年目 建物調査、用地買収・建物補償</p> <p>3年目 建物調査、用地買収、建物補償</p> <p>4年目 用地買収、建物補償、道路工事</p> <p>5年目 用地買収、建物補償、道路工事</p> <p>6年目 用地買収、建物補償、道路工事</p> <p>7年目 用地買収、建物補償、道路工事</p> <p>8年目 用地買収、建物補償、道路工事</p> <p>9年目 道路工事</p> | | |
| 事業の必要性 | 必要性・緊急性 | <ul style="list-style-type: none"> 本路線は、小楠小学校、如水小学校の法指定通学路(1号基準)となっているほか中津中学校、東中津中学校の通学路としても利用されているが、当区間には歩道が無い状況である。特に通学時には自動車の通行も多く、通学生をはじめとした歩行者等が危険な状況である。 通学路合同点検の結果から自動車の通行量が多いため、児童等に対して危険箇所に挙げられている。 過去5年間(H27.4~R2.3)で11件の事故があり、うち車両どうしの事故が10件、人と車両の事故が1件となっている。 上記の理由により平成27年度に実施した通学路安全プログラムによる要対策箇所位置付けられている。 | | |
| | 整備効果 | <ul style="list-style-type: none"> 自転車歩行者道の整備により歩行者等の安全確保を図る。 道路幅員の整備により、自動車の安全性、走行性の向上を図る。 中津駅や中津市民病院等の主要施設とのアクセス機能の改善を図る。 | | |
| 事業手法・工法の妥当性 | 費用対効果分析 | 交通安全事業のため費用便益比の算出は困難であり、現状の道路利用状況等から総合的に判断する。 | | |
| | 工法の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 道路法、道路構造令等に適合した工法を採用。 道路線形、施工性、経済性等の観点から総合的に判断し、周辺道整備状況から歩道の連続性が確保できるルートを選定。 | | |
| | コスト縮減 | アスファルト・コンクリート・砕石は再生材を使用。 | | |
| | 環境等への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 都市部の事業で、現道縦断に沿う、現道拡幅としており、地形改変による影響が小さい計画としている。 低騒音、低振動型の建設機械を使用して周辺の住環境の負荷軽減を図る。 残土は工事間流用に努める。 | | |
| 事業実施環境 | 事業の実効性 | <ul style="list-style-type: none"> 中津市から大分県議会に毎年要望書が提出されており、協力体制は整っている。 平成27年度の通学路合同点検の要対策箇所挙げられており、令和元年度の通学路合同点検でも早期要望されている。 | | |
| | 事業の成立性 | <ul style="list-style-type: none"> 交安法(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第4条)指定通学路1号基準に該当【小楠小学校、如水小学校】 道路法第15条に基づき実施 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 | | |
| | 事業の特殊性 | 特になし。 | | |
| 対応方針 | | 以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。 | | |

